

令和5年7月31日
定員: 45名

労働安全衛生法令で定められた資格要件のひとつ

「衛生推進者養成講習」

を開催します。

対象者 新しく衛生推進者に選任される方

労働安全衛生法令により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、「安全衛生推進者」または「衛生推進者」を選任しなければなりません。

衛生推進者を選任すべき事業場は次の業種以外 的事业場です。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業



化学物質管理



(※ 衛生推進者の選任に替えて「安全衛生推進者」の選任もご検討ください。)

受講料 8,000円

受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和5年7月31日 8時50分から15時00分

研修時間5時間(学科研修5時間)

研修場所 鳥取県労働基準協会会館(鳥取市若葉台南1-17)

受講申込の締切日及び受講料支払期限

令和5年7月21日(金)

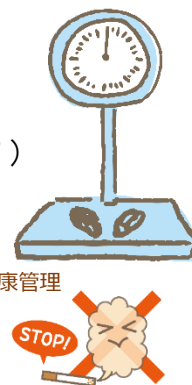
お申込方法などの留意事項



化学物質管理



健康管理



- ① 締切日の令和5年7月21日(金)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)に達した場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 受講申込み後は、令和5年7月21日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ③ 講習終了後に、事業所へは「受講者記録」を、受講者には「衛生推進者養成講習修了証」を交付します。
- ④ 当会館駐車場「P」(満車の場合は地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。



お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス等感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。

衛生推進者養成講習 受講申込書

申込受付票などは交付していませんのでご了承ください。受講日の開始時刻までにお越しく下さい。

令和5年7月31日 開催

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	備 考

受講者数 (名) 受講料計 (円)

上記のとおり申し込みます。

受講料は 月 日に (振込み ・ 現金支払い) します。

受講料のお支払期限は、令和5年7月21日です。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

令和5年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名 称

(業種 :)

(TEL)

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)